

(開示例3) IFRS16号「リース」の実務上の便法

(IFRS第16号「リース」の修正「COVID-19に関連した賃料減免」)
IFRS第16号「リース」の修正の適用
当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」の修正「Covid-19に関連した賃料減免」(2020年5月公表、2021年3月改訂)を早期適用しております。
当社グループは、借手のリースにおいて、Covid-19パンデミックの直接の結果として生じており、かつIFRS第16号第46B項の条件を満たすすべての賃料減免について、実務上の便法を適用し、リースの条件変更であるかどうかの評価を行わないことを選択しております。
また、本便法の適用により当連結会計年度における税引前利益が0百万円増加しております。

(出所) 株式会社AB&Company 2021年10月期有価証券報告書「3.重要な会計方針 (9)リース」より一部抜粋

(c) 当該リースの他の契約条件に実質的な変更がないこと

また、2021年3月にIASBは、実務上の便法が利用可能である期間を延長し、リース料の減額が、2022年6月30日以前に当初の期限が到来するリース料にのみ影響を与える賃料減免を対象にすることに変更するIFRS16号の修正を公表した。この修正は2021年4月1日以後開始する事業年度に適用される。

この実務上の便法を適用した借手は、次のことを開示しなければならず、241社中32社(13%)が開示を行っていた(IFRS16号60A項)(開示例3)。

(a) 46B項の条件を満たすすべての賃料減免に実務上の便法を適用した旨、または、そのような賃料減免

のすべてに適用したわけではない場合には、実務上の便法を適用した契約の性質に関する情報
(b) 借手が46A項の実務上の便法を

適用した賃料減免から生じるリース料の変更を反映するために、当報告期間の純損益に認識した金額

第3章

リース、収益認識、金融商品など
注記情報に関する開示状況

【この章のエッセンス】

- IFRS16号による開示について、短期リースの免除規定を適用している企業は94%、少額リースの免除規定を適用している企業は89%であった。
- IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」における収益の分解については、財またはサービスの種類や地理的区分とも、セグメント情報と整合する区分で開示している企業が多くみられた。
- IFRS9号「金融商品」に要求されている金融商品から生じるリースの開示事項については、分析企

業は増えているが前年からの開示割合はほぼ同程度であった。

IFRSでは、一般に日本基準における開示と比べて定性的情報と定量的情報のいずれも注記の分量が増加するといわれる。では具体的にどのような開示が増加するのであろうか。本章では、IFRSにおいて特徴的であると考えられる注記について解説する。

IFRS16号(リース)に関する開示状況

注記情報について、財政状態計算

(1) IFRS16号の適用範囲

企業は、図表6を除くすべてのリース(サブリースにおける使用権

書、純損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書で提供される情報と合わせることで、リースが借手の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与えている影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を企業が開示することが求められる(IFRS16号51項)。
この章では、多くの企業が該当するであろう借手のリースについて、IFRS16号を適用している企業の実例の開示例をみていく。